

協議第34号

各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて

各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年8月14日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて

1 高齢者福祉

- (1) 高齢者保健福祉計画については、新市移行後速やかに統一した計画を策定する。
  - (2) 生きがい活動支援通所事業については、新市移行後速やかに調整する。
  - (3) 介護用品支給事業の実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護1～5に認定された介護保険の被保険者又は6か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。利用者負担については、西条市、丹原町及び小松町の例により調整する。  
ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
  - (4) 高齢者タクシー料金助成事業については、西条市の例により調整する。
  - (5) 激励介護事業については、西条市の例により調整する。
  - (6) 長寿者等褒章事業については、西条市の例により調整する。金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整する。  
ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
  - (7) 敬老祝金支給事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
-

## 各種事務事業（福祉関係）の取扱いについて

- ( 8 ) 敬老会の実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間中に開催することとして調整する。88歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。

ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

### 2 障害者福祉

- ( 1 ) 障害者等に対する公共施設使用料の減免については、西条市の例により調整する。
- ( 2 ) 在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当は、西条市の例により調整する。
- ( 3 ) 重度障害者（児）タクシー利用助成事業については、東予市の例により調整する。
- ( 4 ) 障害者紙おむつ支給事業については、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ( 5 ) 在宅心身障害者見舞金支給事業については、廃止の方向で検討する。
- ( 6 ) 重度心身障害者医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。

### 3 児童福祉

- ( 1 ) 放課後児童クラブ運営事業の対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。
- ( 2 ) 保育所の保育料については、国の徴収基準を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ( 3 ) 一時保育促進事業の公立保育所実施分については、現行のとおりとする。私立保育園実施分については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( 4 ) 延長保育促進事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( 5 ) 乳幼児医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。

### 4 母子福祉

- ( 1 ) 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業については、丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
- ( 2 ) 母子家庭等児童入学支援金支給事業については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。

### 5 その他福祉

- ( 1 ) 婦人相談・保護に関することについては、西条市の例により調整する。
- ( 2 ) 災害見舞金支給事業（単独事業）については、西条市の例により調整する。
- ( 3 ) 戦没者追悼式等（慰霊祭）については、西条市の例にならい合同慰霊祭として実施することとし、実施日、場所等については、新市移行後速やかに調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(福祉関係)の取扱い総括表1）

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細項目	福祉関係	
事務事業名	福祉関係事業	専門部会名	福祉部会、住民部会	分科会名	高齢者分科会、障害者分科会、社会児童分科会、福祉分科会、国保分科会
区分	項目	調整方針			
1 高齢者福祉	(1) 高齢者保健福祉計画	高齢者保健福祉計画については、新市移行後速やかに統一した計画を策定する。 調整方針説明資料（P.3参照）			
	(2) 生きがい活動支援通所事業	生きがい活動支援通所事業については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P.4参照）			
	(3) 介護用品支給事業	介護用品支給事業の実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護1～5に認定された介護保険の被保険者又は6か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。利用者負担については、西条市、丹原町及び小松町の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.5参照）			
	(4) 高齢者タクシー料金助成事業	高齢者タクシー料金助成事業については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.6参照）			
	(5) 激励介護事業	激励介護事業については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.7参照）			
	(6) 長寿者等褒章事業	長寿者等褒章事業については、西条市の例により調整する。金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.8参照）			
	(7) 敬老祝金支給事業	敬老祝金支給事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.9参照）			
	(8) 敬老会	敬老会の実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間中に開催することとして調整する。88歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.10参照）			
2 障害者福祉	(1) 公共施設使用料減免	障害者等に対する公共施設使用料の減免については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.11参照）			
	(2) 在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当	在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当は、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.12参照）			
	(3) 重度障害者（児）タクシー利用助成事業	重度障害者（児）タクシー利用助成事業については、東予市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.13参照）			
	(4) 障害者紙おむつ支給事業	障害者紙おむつ支給事業については、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.14参照）			
	(5) 在宅心身障害者見舞金支給事業	在宅心身障害者見舞金支給事業については、廃止の方向で検討する。 調整方針説明資料（P.15参照）			
	(6) 重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。 調整方針説明資料（P.16参照）			
3 児童福祉	(1) 放課後児童クラブ運営事業	放課後児童クラブ運営事業の対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P.17参照）			
	(2) 保育所の保育料	保育所の保育料については、国の徴収基準を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.18～20参照）			
	(3) 一時保育促進事業	一時保育促進事業の公立保育所実施分については、現行のとおりとする。私立保育園実施分については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.21参照）			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(福祉関係)の取扱い総括表2）

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細項目	福祉関係		
事務事業名	福祉関係事業		専門部会名	福祉部会、住民部会	分科会名	高齢者分科会、障害者分科会、社会児童分科会、福祉分科会、国保分科会
区分	項目	調整方針				
3 児童福祉	(4) 延長保育促進事業	延長保育促進事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 調整方針説明資料（P.22参照）				
	(5) 乳幼児医療費助成事業	乳幼児医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。 調整方針説明資料（P.23参照）				
4 母子福祉	(1) 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業	母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業については、丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 調整方針説明資料（P.24参照）				
	(2) 母子家庭等児童入学支援金支給事業	母子家庭等児童入学支援金支給事業については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.25参照）				
5 その他福祉	(1) 婦人相談・保護に関する事	婦人相談・保護に関する事については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.26参照）				
	(2) 災害見舞金支給事業（単独事業）	災害見舞金支給事業（単独事業）については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.27参照）				
	(3) 戦没者追悼式等（慰霊祭）	戦没者追悼式等（慰霊祭）については、西条市の例にならない合同慰霊祭として実施することとし、実施日、場所等については、新市移行後速やかに調整する。 調整方針説明資料（P.28参照）				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	高齢者福祉関係	
事務事業名	高齢者保健福祉計画			専門部会名	福祉部会	分科会名 高齢者分科会
調整方針	高齢者保健福祉計画については、新市移行後速やかに統一した計画を策定する。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町	2市2町それぞれに計画があり、内容等に違いがある。		新市移行後速やかに統一した計画を策定する。
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を目指し、平成12年度から平成16年度までに達成すべき保健・福祉・介護保険サービスの目標量や提供体制、推進方策を明確にする。</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>（計画の期間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度～平成19年度（3年毎に5年を1期とする計画を定める。）</li> </ul> <p>（計画策定の体制）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要援護高齢者需要調査の反映</li> <li>介護保険計画策定委員会の設置（委員24名）</li> </ul> <p>（計画の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的事項（策定の趣旨、計画の重点項目等）</li> <li>高齢化の現状</li> <li>医療・保健・福祉施策の現状</li> <li>介護保険制度の円滑な施行</li> <li>介護保険・保健・福祉サービスの目標量と整備方針</li> <li>健康づくりの推進</li> <li>高齢者の生きがいと社会参加活動の充実</li> <li>福祉教育及び世代間交流の推進</li> <li>高齢者等にやさしいまちづくりの推進</li> <li>計画の推進方策</li> <li>（資料）</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が住みなれた地域や家庭で安心して自立生活が送れるよう保健福祉サービスの充実を図るなど、長寿社会にふさわしい高齢者の福祉施策全般を示すこと</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>（計画の期間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度～平成19年度（3年毎に5年を1期とする計画を定める。）</li> </ul> <p>（計画策定の体制）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者実態調査の反映</li> <li>介護保険運営協議会（委員15名）</li> <li>民生委員会、地域ケア会議</li> </ul> <p>（計画の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画の策定にあたって</li> <li>高齢者の現状と将来推計</li> <li>本市が目指す保健・福祉のすがた</li> <li>サービス提供の現状と評価</li> <li>今後の計画</li> <li>（資料）</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町民が健康で安心した生活が営めることを目指し、高齢者の保健福祉サービスの着実な推進を図るとともに、介護を社会的に支える仕組みの構築と実情に応じた保健・福祉及び医療サービスの総合提供、供給体制の確立を図る</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>（計画の期間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度～平成19年度（3年毎に5年を1期とする計画を定める。）</li> </ul> <p>（計画策定の体制）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者実態調査の反映</li> <li>介護保険運営協議会（委員15名）</li> </ul> <p>（計画の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定の目的</li> <li>高齢者の現状</li> <li>保健福祉サービスの実施状況</li> <li>計画策定の基本理念</li> <li>施策の体系</li> <li>高齢者保健福祉施策における重点事項</li> <li>計画の目標</li> <li>高齢者支援体制における施策</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢社会に対応できる保健福祉にかかる各種サービスを総合的に整備することを目的とする。</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>（計画の期間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度～平成19年度（3年毎に5年を1期とする計画を定める。）</li> </ul> <p>（計画策定の体制）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者実態調査の反映</li> <li>高齢者保健福祉計画策定委員（委員6名）</li> </ul> <p>（計画の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定の基本的考え方</li> <li>現状分析</li> <li>計画期間までの各年度における高齢者等の現状</li> <li>サービスの目標量等</li> <li>目標年次における、サービスの供給体制確保の方策</li> <li>保健福祉の環境整備</li> <li>高齢者の生きがい対策</li> <li>参考資料</li> </ul>			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い	細項目	高齢者福祉関係		
事務事業名	生きがい活動支援通所事業	専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢者分科会
調整方針	生きがい活動支援通所事業については、新市移行後速やかに調整する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町	利用対象者、利用基準、利用者負担金に違いがある。	新市移行後速やかに調整する。
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の福祉施設等への通所により各種サービスを提供し、在宅の独居高齢者等の生活の助長、社会的孤立感の解消等を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。</li> </ul> <p>【概要】 （事業の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>趣味活動、健康相談、遠足、入浴、給食、送迎</li> </ul> <p>（委託先）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西条市社会福祉協議会</li> </ul> <p>（利用対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に住所を有する在宅の者で、介護保険の対象とならない独居高齢者及び高齢者世帯に属する虚弱高齢者</li> </ul> <p>（利用基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>実施施設 地域交流センター、老人憩の家、西部地域交流センター</li> <li>実施日 月～木曜（祝祭日、盆休み等を除く）</li> <li>利用回数 週1回</li> </ol> <p>（利用者負担）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1回当たり650円（送迎を利用しない場合は550円）</li> </ul> <p>（利用実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度 延べ2,377人</li> </ul> <p>【経費負担】</p> <p>国1/2 県1/4 市1/4</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、地域交流センター等への通所により、各種サービスを提供することで、高齢者の生きがいづくり、自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図ること</li> </ul> <p>【概要】 （事業内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活動作、健康チェック、レクリエーション、給食、入浴、送迎等</li> </ul> <p>（委託先）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東予市社会福祉協議会</li> </ul> <p>（利用対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概ね65歳以上の高齢者で、介護保険の要介護認定者を除く</li> </ul> <p>（利用基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域交流センター（週に3日開所）</li> <li>本谷温泉（週に4日開所）</li> <li>一人月1～2回程度</li> </ul> <p>（利用者負担額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1日あたり1,000円</li> </ul> <p>（利用実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度 延べ4,883人</li> </ul> <p>【経費負担】</p> <p>国1/2 県1/4 市1/4</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>比較的元気な概ね60歳以上の日ひとり暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちな者に対し、各種のサービスを提供することにより、その老人及びその家族の福祉向上を目的とする</li> </ul> <p>【概要】 （事業内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活指導、健康増進・健康チェック、日常動作訓練、養護、送迎、給食、入浴、相談事業、健康教育</li> </ul> <p>（委託先）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丹原町社会福祉協議会</li> </ul> <p>（利用対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概ね60歳以上のひとり暮らし高齢者で、家に閉じこもりがちな者で、介護保険の給付に該当しない者</li> </ul> <p>（利用基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丹原町高齢者生活福祉センターで週5回</li> <li>一人月1～2回程度</li> </ul> <p>（利用者負担金）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1回あたり900円</li> </ul> <p>（利用実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度 延べ1,305人</li> </ul> <p>【経費負担】</p> <p>国1/2 県1/4 町1/4</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の虚弱老人等に自立の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図る。</li> </ul> <p>【概要】 （事業内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康チェック、機能訓練、創作活動、趣味活動、遠足・社会奉仕活動、入浴、給食、送迎</li> </ul> <p>（委託先）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小松町社会福祉協議会</li> </ul> <p>（利用対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>60歳以上の虚弱なひとり暮らし老人等で、家に閉じこもりがちな者</li> </ul> <p>（利用基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催場所：小松町生きがいサービスセンター</li> <li>年間開所日数：242日</li> <li>1日当利用者限度：30人</li> </ul> <p>（利用者負担金）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>800円（実費相当分700円・1割負担分100円）</li> </ul> <p>（利用実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度 延べ3,875人</li> </ul> <p>【経費負担】</p> <p>国1/2 県1/4 町1/4</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細項目	高齢者福祉関係		
事務事業名	介護用品支給事業		専門部会名	福祉部会	分科会名 高齢者分科会	
調整方針	介護用品支給事業の実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護1～5に認定された介護保険の被保険者又は6か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。利用者負担については、西条市、丹原町及び小松町の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の寝たきり及び重度の痴呆性症状の高齢者並びに心身障害者（児）に紙おむつを支給することにより、寝たきり高齢者等に対し衛生的で快適な生活環境を提供するとともに、介護者の肉体的及び経済的負担の軽減を図る。</li> </ul> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国庫補助事業と市単独事業</li> </ul> <p>【概要】 （事業の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり等高齢者に対して、月1回紙おむつを現物支給する。 月初めに居宅である場合のみ支給。 フラットタイプ 100枚/月 テープタイプM 30枚/月 テープタイプL 26枚/月 はくパンツ 30枚/月 所得制限あり 所得制限対象者は半分の枚数を支給</li> </ul> <p>（利用対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内に住所を有する在宅6か月以上の寝たきり高齢者等であって、失禁状態にあるもの</li> <li>このうち、要介護4、5で市民税非課税世帯のものは国庫補助対象</li> </ul> <p>（利用者負担）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無料</li> </ul> <p>【経費負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国1/2 県1/4 市1/4 市単独分10/10</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅での介護を支援するため、紙おむつの購入費用の一部を支給する。</li> </ul> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険事業の市特別給付</li> </ul> <p>【概要】 （事業の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>購入に要した費用（上限6,000円/月）の9割を支給</li> </ul> <p>（利用対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要介護1～5に認定された被保険者のうち、居宅において介護を受けていて、紙おむつを必要とする者</li> </ul> <p>（利用者負担）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1割</li> </ul> <p>【経費負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険市町村特別給付</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅で長期にわたりねたきり状態にある老人及び心身障害者（児）の衛生的で快適な日常生活を助長し、併せて介護にあたる者の肉体的、経済的な負担の軽減を図り、その福祉の増進を図る。</li> </ul> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町単独事業</li> </ul> <p>【概要】 （事業内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>月6,000円以内の紙おむつを支給</li> </ul> <p>（利用対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上のねたきり老人又は心身障害者（児）であること</li> <li>自宅で6か月以上ねたきり状態であること</li> <li>失禁のあること</li> <li>丹原町内に住所を有する者であること</li> </ul> <p>（利用者負担）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無料</li> </ul> <p>【経費負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町10/10</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅高齢者等を介護している家族に対し、介護用品を支給し、介護家族の経済的負担の軽減を図り、要介護高齢者等の在宅生活の継続と向上を図る。</li> </ul> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国庫補助事業と町単独事業</li> </ul> <p>【概要】 （事業内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家族介護用品支給事業（国庫補助対象） 在宅高齢者を介護している家族に対し、介護用品の紙オムツ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、を月額6,000円以内で支給 寝たきり老人おむつ等支給事業（町単独） 1.に同じで、月額5,000円以内で支給</li> </ul> <p>（利用対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家族介護用品支給事業（国庫補助対象） 在宅で要介護認定4又は5と判定された町民税非課税世帯で高齢者を介護している家族 寝たきり老人おむつ等支給事業（町単独） 1.に同じで、町民税課税世帯</li> </ul> <p>（利用者負担）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無料</li> </ul> <p>【経費負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家族介護用品支給事業（国庫補助対象） 国1/2 県1/4 町1/4 寝たきり老人おむつ等支給事業（町単独） 町10/10</li> </ul>		<p>実施方法、事業内容、利用対象者、利用者負担に違いがある。</p> <p>実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護1～5に認定された介護保険の被保険者又は6か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。利用者負担については、西条市、丹原町及び小松町の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	高齢者福祉関係	
事務事業名	高齢者タクシー料金助成事業			専門部会名	福祉部会	分科会名 高齢者分科会
調整方針	高齢者タクシー料金助成事業については、西条市の例により調整する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の高齢者がタクシーを利用する際に、その料金の一部を助成することによって、交通手段の確保と社会参加の促進を図り、生きがいの向上と在宅福祉の増進に寄与する。</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>（事業の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に基づき、タクシーの基本料金が無料となる助成券を交付する。</li> </ul> <p>（協力機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内のタクシー会社、小松タクシー、舞城タクシー</li> </ul> <p>（対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する満75歳以上の在宅の高齢者で前年所得税非課税世帯の者</li> </ul> <p>（助成額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車1回につき基本料金相当額で、助成券を年間1人につき12枚を交付する。</li> <li>・同一世帯に対象者が2人以上いる場合は、2人目から年間1人につき6枚を交付する。</li> <li>・年度途中で申請の場合は、月割で換算し、端数が出る場合は切り上げる。</li> </ul> <p>（利用実績）</p> <p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付者数 1,749人</li> <li>・助成額 6,921,460円</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の高齢者の交通手段を確保し、積極的な社会参加と生活圏の拡大を図ることを目的に、タクシー料金の一部を助成する。</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>（事業の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に基づき、タクシーの基本料金が無料となる助成券を交付する。</li> </ul> <p>（協力機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内のタクシー会社</li> </ul> <p>（対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する満75歳以上のひとり暮らしの高齢者または満75歳以上の高齢者のみの世帯に属する方で所得税非課税世帯の者</li> </ul> <p>（助成額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車1回につき基本料金相当額で、助成券を年間1人につき12枚を交付する。</li> <li>・同一世帯に対象者が2人以上の場合は、2人目から年間1人につき半分の6枚を交付する。</li> <li>・年度途中で申請の場合は、月割で換算し、端数が出る場合は切り上げる。</li> </ul> <p>（利用実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度から事業開始のため、平成14年度の実績はなし</li> </ul>	該当なし	該当なし	西条市、東予市のみ制度である。 対象者に違いがある。	西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	高齢者福祉関係	
事務事業名	激励介護事業			専門部会名	福祉部会	分科会名 高齢者分科会
調整方針	激励介護事業については、西条市の例により調整する。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ねたきり老人又は重度の身体上の障害がある者を日常的に介護している家族に対して、その労をねぎらい激励し、介護の負担軽減を図る。</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>（事業の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊介護券年2枚又は日勤介護券年7枚の交付</li> <li>・介護券1枚につき1回介護人の派遣を要請できる。</li> </ul> <p>（委託先）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・西条民営職業紹介所</li> </ul> <p>（対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住するおおむね65歳以上の寝たきり老人又は重度の身体上の障害により日常生活において介護を必要とする者を家庭内において常時介護している者</li> </ul> <p>（介護内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の世話 ・排泄の世話 ・被服の洗濯、補修</li> <li>・身体の清拭 ・身の回りの世話</li> <li>・被介護者の居室の整理整頓</li> <li>・緊急時の医師、家族への連絡</li> <li>・その他、介護を受ける老人等が安全かつ快適に日常生活を送るために必要な直接的な介護及び家事</li> </ul> <p>（介護時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊介護券の場合は、午前9時から午後7時までの間に介護を開始し、翌日の同時刻までの24時間以内。ただし、原則として24時間のうち8時間は介護人の睡眠時間とし、3時間は休憩時間とする。</li> <li>・日勤介護券の場合は、午前8時から午後5時までの間の8時間以内。ただし、8時間のうち1時間は介護人の休憩時間とする。</li> </ul> <p>（利用者負担）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無料</li> </ul> <p>（利用実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度 日勤介護 9人、32件</li> </ul> <p>【経費負担】</p> <p>市10/10</p>	該当なし	該当なし	該当なし	西条市のみ制度である。	西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	高齢者福祉関係	
事務事業名	長寿者等褒章事業			専門部会名	福祉部会	分科会名 高齢者分科会
調整方針	長寿者等褒章事業については、西条市の例により調整する。金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多年にわたり社会の発展向上に貢献された老人に対し長寿を褒賞し、併せて市民の敬老精神を高めることにより、老人福祉の向上を図る。</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>（事業の内容）</p> <p>市長が、施設及び対象者宅を訪問し手渡す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数え101歳以上 記念品（10,000円相当）</li> <li>・数え100歳 肖像画（100,000円相当）</li> <li>・施設（養護老人ホーム1か所、特別養護老人ホーム3か所）訪問 果物盛りかご（1施設に1個 @3,000円）、菓子包み（入所者全員に1人1包み @350円）</li> </ul> <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老の日の前 9月上旬</li> </ul> <p>【経費負担】</p> <p>市10/10</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多年にわたり社会の発展向上に貢献された老人に対し長寿を褒賞し、併せて市民尾敬老精神を高めることにより、老人福祉の向上を図ること</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>（事業内容）</p> <p>市長がその年度中に百歳以上になる老人を家庭訪問し記念品を贈りお祝いする （その年度中に百歳になる人には賞状と記念品） また、3施設（特養2、養護1）を訪問する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人5,000円程度の記念品</li> <li>・施設は、一人200円程度のお菓子と1施設5,000円の花束</li> </ul> <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月上旬</li> </ul> <p>【経費負担】</p> <p>市10/10</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多年に亘り社会の発展向上に貢献された老人に対し長寿を褒賞し、併せて町民の敬老精神をたかめることにより、高齢者福祉の向上を図る。</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>（事業内容）</p> <p>町長が対象者宅及び施設を訪問し手渡す</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内高齢者上位10名 記念品（6,000円程度）</li> <li>・施設訪問（特養1、養護1） 一人100円程度のお菓子又はジュース 1施設3,000円の花束</li> </ul> <p>【実施時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9月中旬（敬老の日頃）</li> </ul> <p>【経費負担】</p> <p>町10/10</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多年にわたり町の発展向上に貢献された高齢者に対し長寿を褒賞し、町民の敬老精神を高め高齢者福祉の向上を図る。</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>（事業内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 米寿・百歳表彰 町長家庭訪問 ・町長が、米寿（数え年88歳）と、数え年百歳の高齢者の家庭を訪問し記念品を贈りお祝いする。 ・県からの木杯を同時に贈呈。 米寿：5,000円程度の記念品 百歳：50,000円程度の記念品</li> <li>2 金婚夫婦表彰 町長家庭訪問 ・町長が金婚夫婦の家庭を訪問し記念品を贈りお祝いの。 6,000円程度の記念品</li> </ol> <p>【実施時期】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 米寿・百歳表彰 町長家庭訪問 9月15日の前</li> <li>2 金婚夫婦表彰 町長家庭訪問 12月15日の前</li> </ol> <p>【経費負担】</p> <p>町10/10</p>	<p>事業内容に違いがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米寿の町長訪問は、小松町のみが実施している。</li> <li>・金婚夫婦表彰は、小松町のみが実施している。東予市と丹原町は、敬老会で実施している。</li> </ul> <p>実施時期に違いがある。</p> <p>西条市の例により調整する。 金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	高齢者福祉関係	
事務事業名	敬老祝金支給事業			専門部会名	福祉部会	分科会名 高齢者分科会
調整方針	敬老祝金支給事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者に対し高齢者年金を支給することによって老後の生活に潤いを与え、もって老人福祉の増進に寄与する</li> </ul> <p>【概要】 （事業の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1人当たり3,000円を支給</li> </ul> <p>（対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年9月15日現在において75歳以上の者で、引き続き1年以上住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に記載されている者又は外国人登録法に基づき本市に外国人登録をしている者</li> </ul> <p>（支給方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生児童委員を通して現金で支給</li> </ul> <p>（支給時期）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9月下旬</li> </ul> <p>【経費負担】</p> <p>市10/10</p>	<p>該当なし</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丹原町に居住する高齢者に年金を支給し、敬老の念を高め、もって老人福祉の増進を図る。</li> </ul> <p>【概要】 （事業内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>年金 丹原町に1年以上在住する者で、4月1日現在において満84歳以上の者に支給 満84歳～満88歳 5,000円 満89歳～満93歳 10,000円 満94歳～ 20,000円 （年金を支給する期日は毎年9月15日まで）</li> <li>特別祝金 満100歳に達した者に10万円を贈る</li> </ol> <p>（対象者）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>丹原町に1年以上在住する者で、4月1日現在において満84歳以上の者</li> <li>満100歳に達した者</li> </ol> <p>（支給方法）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>敬老会時に現金支給</li> <li>誕生日当日町長が訪問して手渡す</li> </ol> <p>（支給時期）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>敬老会時</li> <li>誕生日</li> </ol> <p>【経費負担】</p> <p>町10/10</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者に高齢者年金を支給することによって、老後の生活に潤いを与え、もって老人福祉の増進に寄与する。</li> </ul> <p>【概要】 （事業内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9月15日現在1年以上継続して小松町の住民基本台帳に記載されている者で、80歳以上の方に年金支給 80歳～84歳 年額3,000円 85歳～89歳 年額5,000円 90歳以上 年額8,000円</li> </ul> <p>（対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9月15日現在1年以上継続して小松町の住民基本台帳に記載されている者で、80歳以上の高齢者</li> </ul> <p>（支給方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小松町役場健康福祉課と農村環境改善センターで現金支給</li> </ul> <p>（支給時期等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>9月15日の直後</li> </ul> <p>【経費負担】</p> <p>町10/10</p>	<p>東予市は実施していない。 支給金額、対象者、支給時期に違いがある。</p>	<p>西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p>	

## 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い	細項目	高齢者福祉関係		
事務事業名	敬老会	専門部会名	福祉部会	分科会名 高齢者分科会	
調整方針	敬老会の実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間中に開催することとして調整する。88歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p><b>【目的】</b> ・多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝い、高齢者に精神的な安定と自覚を与え、広く市民が老人の福祉について関心と理解を深め、かつ高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるために開催</p> <p><b>【概要】</b> (事業内容) ・場所は小学校体育館又は地区公民館で、校区別に実施午前11時より式典とアトラクション ・市より数え88歳以上100歳未満の者に記念品を贈呈 数え88歳 記念品と木杯（県知事から） 数え89歳以上から100歳未満 記念品 記念品 5,000円相当 ・数え100歳以上には長寿者褒章事業により記念品を贈呈</p> <p>(実施方法) ・委託方式 委託先：校区婦人会又は地区社会福祉協議会</p> <p>(対象者) ・9月1日現在、市内在住者で当年中に満75歳になる者並びに養護老人ホーム等に入所している者</p> <p>(実施日及び場所) ・9月15日（全校区） 小学校体育館又は地区公民館</p>	<p><b>【目的】</b> ・多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝い、市民全体が高齢者福祉についての関心を深めるとともに、高齢者自らが生活の向上に努める意識を高める契機とすること</p> <p><b>【概要】</b> (事業内容) ・市が主催し、地区公民館、婦人会・自治会等地域の協力を得ている。（公民館長は主催者側） ・報償費で協力謝礼を支出 ・式典は市が行い、余興等は地域で行う ・傘寿者（満90歳）へ座布団授与 ・米寿者（数え88歳）県からの木杯伝達 ・金婚表彰 結婚50年を迎える夫婦に表彰と記念品 金婚記念品（夫婦カップ） 一組4,000円内 ・健康老人表彰 1年間国民健康保険を使わなかった者に表彰状と記念品授与</p> <p>(実施方法) ・直営 協力：地区公民館、婦人会、自治会等</p> <p>(対象者) ・満75歳以上の高齢者</p> <p>(実施日及び場所) ・小学校区9か所 公民館・小学校体育館で実施 〔地区名〕 〔開催日〕 〔場 所〕 周布地区 4月中旬日曜日 周布小学校体育館 吉井地区 " 吉井小学校体育館 多賀地区 9月16日 多賀小学校体育館 壬生川地区 9月 8日 壬生川小学校体育館 国安地区 9月15日 国安小学校体育館 (ただし、1年おきに自治会ごとに各集会所で開催) 吉岡地区 9月15日 吉岡公民館 三芳地区 5月中旬日曜日 地域交流センター 楠河地区 " 楠河小学校体育館 庄内地区 9月15日 庄内小学校体育館</p>	<p><b>【目的】</b> ・多年に亘り社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。</p> <p><b>【概要】</b> (事業内容) ・町が主催し、地区公民館、婦人会の協力を得て、式典は町が行い、余興等は地域で行う ・式典内での褒賞 敬老年金証書及び敬老年金授与 (新たに94歳、89歳、84歳になる方) 金婚者記念品（金杯：1組1,500円）贈呈 (結婚50年を迎える夫婦) ・敬老年金支給 84歳以上の人に受付で渡す。（欠席の人は窓口に取りにきてもらう） ・該当者全員に1,000円の町商品券 ・出席者に折詰、飲み物</p> <p>(実施方法) ・直営 協力：地区公民館、婦人会</p> <p>(対象者) ・数え年75歳以上の人</p> <p>(実施日及び場所) ・小学校区6か所 公民館、小学校体育館で実施 〔地区名〕 〔開催日〕 〔場 所〕 丹原地区 4月26日 丹原小学校体育館 徳田地区 5月17日 徳田 " " 田滝地区 4月25日 田滝 " " 田野地区 5月15日 田野 " " 中川地区 5月16日 中川 " " 桜樹地区 4月23日 桜樹公民館</p>	<p><b>【目的】</b> ・多年にわたり社会の発展向上に貢献された老人を敬愛し長寿を褒賞し、町民の敬老精神を高め高齢者福祉の向上を図る。</p> <p><b>【概要】</b> (事業内容) ・町主催 社会福祉協議会と婦人会が協力 ・婦人会が全対象者の家庭を廻り出欠を取る。主席者の受付け、弁当配布等を行い、欠席者には長寿者名簿と記念のタオル配布 ・午前10時30分より式典、アトラクション ・90歳以上の高齢者に祝詞と記念品贈呈 (町:1,300円相当、社会福祉協議会:3,000円相当)</p> <p>(実施方法) ・直営 協力：婦人会・社会福祉協議会</p> <p>(対象者) ・数え年75歳以上(除く老人ホーム入所者)</p> <p>(実施場所・期日) ・小学校区で1箇所 1年ごとに実施時期の前後を交代 小松中央公民館 10月25日頃 農村環境改善センター 10月29日頃</p>	<p>実施方法、対象者、実施時期、記念品に違いがある。</p> <p>実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間中に開催することとして調整する。88歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	障害者福祉関係		
事務事業名	公共施設使用料減免			専門部会名	福祉部会	分科会名	障害者分科会
調整方針	障害者等に対する公共施設使用料の減免については、西条市の例により調整する。						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西条市公共施設使用料減免条例</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者等の社会参加を促進し、地域福祉の向上を図るため、公共施設の使用料を減免する。</li> </ul> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の高齢者</li> <li>身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている障害者</li> <li>母子世帯員及び父子世帯員</li> <li>生活保護世帯員</li> <li>、に規定する者に付き添いを要する場合は、その付添者（1名につき付添者1名）</li> <li>2名以上の団体で、その2分の1以上が、で規定する者で構成される団体</li> </ul> <p>【対象施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内17施設</li> <li>市民会館、総合文化会館、サンライフひうち、勤労者体育センター、石鎚ふれあいの里、少年自然の家、中央公民館、こどもの国、生涯学習の館、総合体育館、ひうち球場、ひうち陸上競技場、運動公園、市民公園、西部公園、神戸公園、石井記念公園</li> </ul> <p>【減免額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者 ~ は全額</li> <li>対象者 は半額</li> </ul> <p>【利用実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度 延べ851人（外に付き添い1288人）</li> <li>減免額 162,200円</li> </ul>	公共施設の使用料を一括して規定したものはない。	公共施設の使用料を一括して規定したものはない。	公共施設の使用料を一括して規定したものはない。	西条市のみ、公共施設の使用料の減免を一括して規定している。	西条市の例により調整する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	障害者福祉関係	
事務事業名	在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当			専門部会名	福祉部会	分科会名 障害者分科会
調整方針	在宅寝たきり等心身障害者（児）介護手当は、西条市の例により調整する。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅においてねたきり等心身障害者（児）を常時介護している者に対し、介護手当を支給することにより、介護者及びねたきり等心身障害者（児）の福祉の増進を図る。</li> </ul> <p>【定義】</p> <p>ねたきり身体障害者（児）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅において、身体の障害により、ねたきり状態が6か月以上継続しているか、若しくは、これから6か月以上継続すると見込まれる65歳未満の者であって、日常生活を営むにあたり、常時介護を必要とする者</li> <li>・居宅において、重度の知的障害により、多動、自傷行為等が頻繁にあり、常時介護を必要とする65歳未満の者</li> </ul> <p>介護者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ねたきり等心身障害者（児）と同居し、生計を同じくする者であって、現にねたきり等心身障害者の日常生活の介護にあっている者</li> </ul> <p>【支給要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に居住する介護者で、住民基本台帳に記載されている者、又は、外国人登録をしている者に支給する。</li> </ul> <p>【手当の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月額 5,000円</li> </ul> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年度 42人</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	西条市だけの制度である。	西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	障害者福祉関係	
事務事業名	重度障害者（児）タクシー利用助成事業			専門部会名	福祉部会	分科会名 障害者分科会
調整方針	重度障害者（児）タクシー利用助成事業については、東予市の例により調整する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の重度障害者（児）がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成し、移動手段の確保を図り、社会参加の促進と在宅福祉の増進に寄与する。</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>（事業の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に基づき、タクシーの基本料金が無料となる助成券を交付する。</li> </ul> <p>（協力機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内のタクシー会社、小松タクシー、舞城タクシー</li> </ul> <p>（対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者1級、2級（2級については、視覚、下肢、体幹並びに移動機能障害のみ）</li> <li>・知的障害者（療育手帳A）施設に入所している者は除く 所得税非課税世帯</li> </ul> <p>（助成額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車1回につき基本料金相当額で、助成券を年間1人につき12枚を交付する。</li> <li>・年度途中で申請の場合は、月割で換算し、端数が出る場合は切り上げる。</li> </ul> <p>（実績）</p> <p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付者数 220人</li> <li>・助成額 934,920円</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の重度障害者（児）がタクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成し、移動手段の確保を図り、社会参加の促進と在宅福祉の増進に寄与する。</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>（事業の内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に基づき、タクシーの基本料金が無料となる助成券を交付する。</li> </ul> <p>（協力機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内のタクシー会社</li> </ul> <p>（対象者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者1、2級（2級については、視覚、下肢、体幹並びに移動機能障害のみ）</li> <li>・知的障害者（療育手帳A）施設に入所している者は除く</li> </ul> <p>（助成額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車1回につき基本料金相当額で、助成券を年間1人につき24枚を交付する。</li> <li>・年度途中で申請の場合は、月割で換算し、端数が出る場合は切り上げる。</li> </ul> <p>（実績）</p> <p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付者数 211人</li> <li>・助成額 1,576,040円</li> </ul>	該当なし	該当なし	西条市、東予市のみの制度である。 対象者及び助成額が異なる。	東予市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	障害者福祉関係		
事務事業名	障害者紙おむつ支給事業			専門部会名	福祉部会	分科会名	障害者分科会
調整方針	障害者紙おむつ支給事業については、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6か月以上寝たきりの状態にある重度心身障害者（児）に紙おむつを支給し、日常生活の便宜を図るとともに介護者の負担を軽減する。</li> </ul> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6か月以上寝たきりで失禁状態にある者</li> </ul> <p>【紙おむつの支給限度数量】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>老齢福祉年金所得制限未満 <ul style="list-style-type: none"> <li>フラットタイプ 100枚/月</li> <li>パンツタイプ 30枚/月</li> </ul> </li> <li>老齢福祉年金所得制限以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>フラットタイプ 50枚/月</li> <li>パンツタイプ 15枚/月</li> </ul> </li> </ul> <p>【利用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フラットタイプ 9人</li> <li>パンツタイプ 10人</li> </ul>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ねたきりの状態にある重度心身障害者（児）に紙おむつを支給することにより、日常生活の便宜を図るとともに、介護者の肉体的・経済的負担を軽減する。</li> </ul> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東予市に1年以上引き続き在住し、6ヶ月以上在宅でねたきりの身体障害者（1,2級）または知的障害者（療育手帳A）</li> </ul> <p>【紙おむつの支給限度数量】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パンツタイプ 15枚/月</li> <li>フラットタイプ 60枚/月</li> <li>尿とりパット 60枚/月</li> </ul> <p>【利用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>フラットタイプ 1人</li> <li>パンツタイプ 3人</li> </ul>	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅で長期にわたり寝たきり状態にある老人及び心身障害者（児）に対し、紙おむつを支給することにより、対象者の衛生的な生活を助長し、併せて介護者の身体的及び経済的負担の軽減を図る。</li> </ul> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の要件をすべて満たす者 <ul style="list-style-type: none"> <li>心身障害者（児）</li> <li>在宅で6か月以上寝たきりの状態にあること</li> <li>失禁のあること</li> <li>丹原町内に住所を有すること</li> </ul> </li> </ul> <p>【支給限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1名当り月6,000円以内</li> </ul> <p>【利用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3人</li> </ul>	<p>該当なし</p>	<p>対象者、支給限度（数量・額）に違いがある。</p>	<p>丹原町の例を基本に調整する。在宅で長期にわたり寝たきり状態にある老人については、高齢者の介護用品の支給事業の対象とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>支給品目については、高齢者の介護用品の支給事業に合わせ、紙おむつに加え、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーとする。</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	障害者福祉関係		
事務事業名	在宅心身障害者見舞金支給事業			専門部会名	福祉部会	分科会名	障害者分科会
調整方針	在宅心身障害者見舞金支給事業については、廃止の方向で検討する。						
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容		
西条市	東予市	丹原町	小松町				
該当なし	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅心身障害者又はその保護者に見舞金を支給し励ましと希望を与え、障害者福祉の増進を図る。</li> </ul> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者1～3級</li> <li>知的障害者</li> </ul> <p>上記のいずれかで毎年10月末日現在において本市に引き続き1年以上居住する障害者又は保護者。ただし、施設入所者は対象としない。</p> <p>【見舞金の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年12月に10,000円を支給</li> </ul> <p>【支給人数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度 959人</li> </ul>	該当なし	該当なし	東予市だけの制度である。	廃止の方向で検討する。		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	障害者福祉関係		
事務事業名	重度心身障害者医療費助成事業			専門部会名	住民部会	分科会名	国保分科会
調整方針	重度心身障害者医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【対象者】 1級又は2級の身体障害者手帳所持者 IQ35以下の療育手帳所持者 IQ50までの療育手帳と身体障害者手帳所持者</p> <p>【助成額】 社会保険各法の規定に基づく一部負担額の10割 平成14年4月1日現在 受給資格者数 一般 489人 老人 775人 計 1,264人</p> <p>平成13年度助成件数 一般 9,969件 老人 17,827件 計 27,796件</p> <p>平成13年度助成金額 一般 108,714,634円 老人 71,934,380円 計 180,649,014円</p> <p>高額戻入金 40,385,697円 県補助分 69,213,348円</p> <p>【財源内訳】 県 1/2 市 1/2</p> <p>【H14年度予算】 (県費補助事業) 171,106千円(扶助費のみ)</p>	<p>【対象者】 県補助事業分 1級又は2級の身体障害者手帳所持者 IQ35以下の療育手帳所持者 IQ50までの療育手帳と身体障害者手帳所持者 市単独事業分 3級の身体障害者手帳又はIQ50までの療育手帳所持者で所得税非課税世帯の者</p> <p>【助成額】 社会保険各法の規定に基づく自己負担額の全額 平成14年4月1日現在 受給資格者数 (1・2級)一般 304人 老人 508人 計 812人 (3級)一般 20人 老人 63人 計 83人 平成13年度助成件数 (1・2級)一般 9,334件 老人 11,481件 計 20,815件 (3級)一般 729件 老人 1,698件 計 2,427件 平成13年度助成金額 (1・2級)一般 60,838千円 老人 35,287千円 計 96,125千円 (3級)一般 2,793千円 老人 4,651千円 計 7,444千円</p> <p>高額戻入金 21,497,858円 県補助分 37,737,222円</p> <p>【財源内訳】 県補助事業分 県 1/2 市 1/2</p> <p>【H14年度予算】 (県費補助事業) 100,000千円(扶助費のみ) (市単独事業) 9,000千円(扶助費のみ)</p>	<p>【対象者】 1級又は2級の身体障害者手帳所持者 IQ35以下の療育手帳所持者 IQ50までの療育手帳と身体障害者手帳所持者</p> <p>【助成額】 社会保険各法の規定に基づく自己負担額の全額 平成14年4月1日現在 受給資格者数 一般 131人 老人 260人 計 391人</p> <p>平成13年度助成件数 一般 3,502件 老人 5,478件 計 8,980件</p> <p>平成13年度助成金額 一般 32,185,407円 老人 17,752,130円 計 49,937,537円</p> <p>高額戻入金 14,631,035円 県補助分 17,653,251円</p> <p>【財源内訳】 県 1/2 町 1/2</p> <p>【H14年度予算】 (県費補助事業) 55,441千円(扶助費のみ)</p>	<p>【対象者】 1級又は2級の身体障害者手帳所持者 IQ35以下の療育手帳所持者 IQ50までの療育手帳と身体障害者手帳所持者</p> <p>【助成額】 社会保険各法の規定に基づく自己負担額の全額 平成14年4月1日現在 受給資格者数 一般 96人 老人 177人 計 273人</p> <p>平成13年度助成件数 一般 1,990件 老人 3,429件 計 5,419件</p> <p>平成13年度助成金額 一般 18,657,647円 老人 11,969,150円 計 30,626,797円</p> <p>高額戻入金 4,793,027円 県補助分 12,916,885円</p> <p>【財源内訳】 県 1/2 町 1/2</p> <p>【H14年度予算】 (県費補助事業) 35,000千円(扶助費のみ)</p>	<p>東予市のみ単独事業として、3級の身体障害者手帳又はIQ50までの療育手帳所持者で所得税非課税世帯の者を対象として事業を実施している。</p> <p>福祉施策の一環として、東予市の例により実施し、随時調整する。</p>			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い	細項目	児童福祉関係		
事務事業名	放課後児童クラブ運営事業	専門部会名	福祉部会	分科会名	社会児童分科会
調整方針	放課後児童クラブ運営事業の対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童 小学校1年生から3年生（障害児については、6年生まで）で、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童。</li> <li>実施日 日曜日、祝祭日、お盆、年末年始、地方祭等がお休み 上記以外の日に実施</li> <li>実施時間 学校授業日は放課後から午後5時まで 学校休業日は午前9時から午後5時まで</li> <li>実施場所及び登録児童数（平成15年7月現在） 市内全校区（9校区）で実施、全登録児童数524名 大町 小学校内教室 86名 神拝 プレハブ園舎 117名 西条 プレハブ園舎 89名 玉津 プレハブ園舎 78名 飯岡 小学校内教室 32名 神戸 小学校内教室 52名 氷見 プレハブ園舎 41名 橘 プレハブ園舎 24名 禎瑞 プレハブ園舎 5名 参加児童率は40～50%程度</li> <li>開設年度 平成7年度から1校区づつ開設</li> <li>費用負担 無料</li> <li>保険 (財)スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」A型に市負担で加入 保険料1人あたり年額500円</li> </ul> <p>【指導員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身分は非常勤のパート職員</li> <li>平成15年7月現在24名 幼稚園教諭・保育士等有資格者</li> <li>登録児童数により、各クラブ2名～4名配置 児童20人までは1指導員、超える場合は2指導員で対応するが、状況により3名で対応する場合もある。</li> <li>障害児受入れは小6まで可能 現在1クラブで3名登録 障害児受入日は指導員1名加配</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遊びを通して児童の自立性、社会性の向上に寄与するとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童 小学校1年生から3年生（障害児については、6年生まで）で、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童</li> <li>実施日 日曜日、祝祭日、お盆（8月13日～16日） 年末年始、地方祭（2日間）等がお休み 上記以外の日に実施</li> <li>実施時間 学校授業日は放課後から午後6時まで 学校休業日（土曜、長期休暇期間等）は午前8時30分から午後6時まで</li> <li>実施場所及び登録児童数（平成15年7月現在） 市内全校区（9校区）で実施、全登録児童数235名 周布 小学校内教室 23名 吉井 小学校内教室 19名 多賀 プレハブ園舎 25名 壬生川 旧壬生川中央幼稚園舎 40名 国安 プレハブ園舎 35名 吉岡 西児童館 18名 三芳 地域交流センター 22名 楠河 小学校内教室 21名 庄内 プレハブ園舎 32名 参加児童率は70%以上</li> <li>開設年度 壬生川は平成12年5月 他は平成14年4月</li> <li>費用負担 登録児童1人につき、月額500円</li> <li>保険 (財)スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」A型に市負担で加入 保険料1人あたり年額500円</li> </ul> <p>【指導員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身分は非常勤のパート職員</li> <li>平成15年7月現在25名 幼稚園教諭・保育士等有資格者 19名 その他 6名</li> <li>登録児童数により、各クラブ2名～5名配置 参加児童15人までは1指導員、超える場合は2指導員で保育</li> <li>別に障害児1名に対して1指導員を加配（6クラブに7名の障害児の登録あり）</li> </ul>	<p>該当なし 平成16年度から開設予定</p>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遊びを通して児童の自立性、社会性の向上に寄与するとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援する。</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象児童 小学校1年生から3年生で、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童</li> <li>実施日 日曜日、祝祭日、お盆（8月13日～16日） 年末年始、地方祭（2日間）等がお休み 上記以外の日に実施</li> <li>実施時間 学校授業日は放課後から午後5時まで 学校休業日（土曜日、長期休暇期間等）は午前8時30分から午後5時まで</li> <li>実施場所及び登録児童数（平成15年7月現在） 町内全校区（2校区）で実施、全登録児童数110名 小松 小学校内空教室 56名 石根 小松町農村環境改善センター和室 54名 参加児童率は50～60%</li> <li>開設年度 平成12年4月</li> <li>費用負担 無料</li> <li>保険 (財)スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」A型に町負担で加入 保険料1人あたり年額500円</li> </ul> <p>【指導員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身分は常勤・非常勤のパート職員</li> <li>平成15年7月現在8名 幼稚園教諭・保育士等有資格者 8名</li> <li>各クラブ3名配置。</li> </ul>	<p>対象児童、実施時間、費用負担、指導員の配置基準に違いがある。</p>	<p>対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。</p>

## 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い	細項目	児童福祉関係	
事務事業名	保育所の保育料	専門部会名	福祉部会	分科会名 社会児童分科会
調整方針	保育所の保育料については、国の徴収基準額を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。			
事務事業の現況				
西条市	東予市	丹原町	小松町	具体的な調整内容
<p><b>【西条市保育所設置及び管理条例】</b> 第4条 保育所の運営・管理その他この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。</p> <p><b>【西条市保育所入所児童の保護者負担金徴収規則】</b> (保育料) 第2条 保育料は、別表により算定した額とする。</p> <p>別表の要約(以下のとおり) <b>【平成14年度保育料徴収基準額】</b></p> <p><b>階層A</b> 定義：生活保護世帯 (3歳未満児 0円・3歳児 0円・4歳以上児 0円)</p> <p><b>階層B</b> 定義：市民税非課税世帯 (3歳未満児 5,400円・3歳児 4,600円・4歳以上児 4,600円)</p> <p><b>階層C1</b> 定義：市民税均等割のみ課税世帯 (3歳未満児14,800円・3歳児11,000円・4歳以上児11,000円)</p> <p><b>階層C2</b> 定義：市民税所得割のある課税世帯 (3歳未満児18,400円・3歳児15,000円・4歳以上児15,000円)</p> <p><b>階層D1</b> 定義：所得税課税額が14,000円未満の世帯 (3歳未満児21,800円・3歳児18,200円・4歳以上児18,200円)</p> <p><b>階層D2</b> 定義：所得税課税額が14,000円以上 40,000円未満の世帯 (3歳未満児25,800円・3歳児22,000円・4歳以上児22,000円)</p> <p><b>階層D3</b> 定義：所得税課税額が40,000円以上 64,000円未満の世帯 (3歳未満児30,000円・3歳児26,000円・4歳以上児24,000円)</p> <p><b>階層D4</b> 定義：所得税課税額が64,000円以上 103,000円未満の世帯 (3歳未満児39,000円・3歳児27,800円・4歳以上児25,600円)</p> <p><b>階層D5</b> 定義：所得税課税額が103,000円以上 160,000円未満の世帯 (3歳未満児44,400円・3歳児30,000円・4歳以上児28,000円)</p> <p><b>階層D6</b> 定義：所得税課税額が160,000円以上 408,000円未満の世帯 (3歳未満児48,000円・3歳児33,000円・4歳以上児29,600円)</p> <p><b>階層D7</b> 定義：所得税課税額が408,000円以上の世帯 (3歳未満児52,000円・3歳児34,000円・4歳以上児30,000円) (次ページに続く)</p>	<p><b>【東予市保育所設置及び管理条例】</b> (費用の決定) 第6条 法(児童福祉法)第56条第1項の規定に基づき徴収すべき費用の額は、市長が別に定める。</p> <p><b>【東予市保育所設置及び管理条例施行規則】</b> (保育料) 第6条 条例第6条に規定する費用(以下「保育料」という。)の額は、その児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢区分によって別表第2及び別表第3のとおりとする。</p> <p>別表第2及び別表第3の要約(以下のとおり) <b>【平成14年度保育料徴収基準額】</b></p> <p><b>階層A</b> 定義：生活保護世帯 (3歳未満児 0円・3歳児 0円・4歳以上児 0円)</p> <p><b>階層B</b> 定義：市民税非課税世帯 (3歳未満児 6,000円・3歳児 4,500円・4歳以上児 4,500円)</p> <p><b>階層C1</b> 定義：市民税均等割のみ課税世帯 (3歳未満児15,200円・3歳児12,000円・4歳以上児12,000円)</p> <p><b>階層C2</b> 定義：市民税所得割のある課税世帯 (3歳未満児16,000円・3歳児13,000円・4歳以上児13,000円)</p> <p><b>階層D1</b> 定義：所得税課税額が30,000円未満の世帯 (3歳未満児21,000円・3歳児17,400円・4歳以上児17,400円)</p> <p><b>階層D2</b> 定義：所得税課税額が30,000円以上 45,000円未満の世帯 (3歳未満児24,400円・3歳児20,800円・4歳以上児20,800円)</p> <p><b>階層D3</b> 定義：所得税課税額が45,000円以上 64,000円未満の世帯 (3歳未満児27,200円・3歳児22,800円・4歳以上児22,800円)</p> <p><b>階層D4</b> 定義：所得税課税額が64,000円以上 100,000円未満の世帯 (3歳未満児33,400円・3歳児29,200円・4歳以上児26,000円)</p> <p><b>階層D5</b> 定義：所得税課税額が100,000円以上 160,000円未満の世帯 (3歳未満児38,000円・3歳児32,000円・4歳以上児27,000円)</p> <p><b>階層D6</b> 定義：所得税課税額が160,000円以上 220,000円未満の世帯 (3歳未満児42,500円・3歳児33,000円・4歳以上児28,000円)</p> <p><b>階層D7</b> 定義：所得税課税額が220,000円以上 408,000円未満の世帯 (3歳未満児48,000円・3歳児34,000円・4歳以上児29,000円)</p> <p><b>階層D8</b> 定義：所得税課税額が408,000円以上の世帯 (3歳未満児50,000円・3歳児35,000円・4歳以上児30,000円) (次ページに続く)</p>	<p><b>【丹原町保育所設置及び管理条例】</b> (費用の決定) 第6条 法(児童福祉法)第56条第1項の規定に基づき徴収すべき費用の額は、国の定める徴収基準額に準拠して町長が定める。</p> <p><b>【丹原町保育所設置及び管理条例施行規則】</b> (費用) 第6条 条例第6条に規定する費用(以下「保育料」という。)の額は、その児童の属する世帯の階層及び児童の年齢区分によって別表第2のとおりとする。 2, 3 (省略)</p> <p>別表第2の要約(以下のとおり) <b>【平成14年度保育料徴収基準額】</b></p> <p><b>階層A</b> 定義：生活保護世帯 (3歳未満児 0円・3歳児 0円・4歳以上児 0円)</p> <p><b>階層B</b> 定義：町民税非課税世帯 (3歳未満児 8,000円・3歳児 5,900円・4歳以上児 5,500円)</p> <p><b>階層C1</b> 定義：町民税均等割のみ課税世帯 (3歳未満児15,500円・3歳児13,200円・4歳以上児13,200円)</p> <p><b>階層C2</b> 定義：町民税所得割のある課税世帯 (3歳未満児17,600円・3歳児14,800円・4歳以上児14,800円)</p> <p><b>階層D1</b> 定義：所得税課税額が10,000円未満の世帯 (3歳未満児22,600円・3歳児20,000円・4歳以上児18,600円)</p> <p><b>階層D2</b> 定義：所得税課税額が10,000円以上 64,000円未満の世帯 (3歳未満児25,100円・3歳児23,200円・4歳以上児21,500円)</p> <p><b>階層D3</b> 定義：所得税課税額が64,000円以上 100,000円未満の世帯 (3歳未満児30,600円・3歳児26,800円・4歳以上児26,800円)</p> <p><b>階層D4</b> 定義：所得税課税額が100,000円以上 160,000円未満の世帯 (3歳未満児37,200円・3歳児31,800円・4歳以上児28,600円)</p> <p><b>階層D5</b> 定義：所得税課税額が160,000円以上 240,000円未満の世帯 (3歳未満児44,800円・3歳児33,800円・4歳以上児29,800円)</p> <p><b>階層D6</b> 定義：所得税課税額が240,000円以上 320,000円未満の世帯 (3歳未満児50,000円・3歳児35,000円・4歳以上児31,600円)</p> <p><b>階層D7</b> 定義：所得税課税額が320,000円以上 408,000円未満の世帯 (3歳未満児55,000円・3歳児35,800円・4歳以上児32,000円)</p> <p><b>階層D8</b> 定義：所得税課税額が408,000円以上の世帯 (3歳未満児56,000円・3歳児36,200円・4歳以上児32,400円) (次ページに続く)</p>	<p><b>【小松町保育所設置及び管理条例】</b> 第4条 保育所の運営管理その他この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。</p> <p><b>【保育料徴収規則】</b> 児童福祉法第56条第3項の規定による当該年度保育料徴収基準額は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>別表の要約(以下のとおり) <b>【平成14年度保育料徴収基準額】</b></p> <p><b>階層A</b> 定義：生活保護世帯 (3歳未満児 0円・3歳児 0円・4歳以上児 0円)</p> <p><b>階層B</b> 定義：町民税非課税世帯 (3歳未満児 7,800円・3歳児 6,000円・4歳以上児 6,000円)</p> <p><b>階層C1</b> 定義：町民税均等割のみ課税世帯 (3歳未満児15,400円・3歳児13,600円・4歳以上児13,600円)</p> <p><b>階層C2</b> 定義：町民税所得割のある課税世帯 (3歳未満児17,800円・3歳児15,000円・4歳以上児15,000円)</p> <p><b>階層D1</b> 定義：所得税課税額が17,000円未満の世帯 (3歳未満児23,400円・3歳児19,200円・4歳以上児19,200円)</p> <p><b>階層D2</b> 定義：所得税課税額が17,000円以上 30,000円未満の世帯 (3歳未満児29,600円・3歳児23,800円・4歳以上児23,800円)</p> <p><b>階層D3</b> 定義：所得税課税額が30,000円以上 64,000円未満の世帯 (3歳未満児30,000円・3歳児27,000円・4歳以上児27,000円)</p> <p><b>階層D4</b> 定義：所得税課税額が64,000円以上 80,000円未満の世帯 (3歳未満児33,200円・3歳児27,600円・4歳以上児27,600円)</p> <p><b>階層D5</b> 定義：所得税課税額が80,000円以上 160,000円未満の世帯 (3歳未満児44,400円・3歳児33,200円・4歳以上児29,800円)</p> <p><b>階層D6</b> 定義：所得税課税額が160,000円以上 200,000円未満の世帯 (3歳未満児47,800円・3歳児35,200円・4歳以上児30,200円)</p> <p><b>階層D7</b> 定義：所得税課税額が200,000円以上 408,000円未満の世帯 (3歳未満児56,800円・3歳児36,600円・4歳以上児30,400円)</p> <p><b>階層D8</b> 定義：所得税課税額が408,000円以上の世帯 (3歳未満児57,800円・3歳児36,800円・4歳以上児30,600円) (次ページに続く)</p>	<p>国の徴収基準額を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれ旧市町の例による。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細項目	児童福祉関係		
事務事業名	保育所の保育料		専門部会名	福祉部会	分科会名	社会児童分科会
調整方針						
事務事業の現況						
西条市	東予市	丹原町	小松町	具体的な調整内容		
<p>(続き)</p> <p>上記の年齢区分は、その児童が入所した日の属する月の初日の年齢とする。</p> <p>上記のD1階層からD7階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された額をいう。ただし、所得税額を計算する場合は、次の規定は適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</li> <li>2. 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項</li> <li>3. 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条</li> </ol> <p>B階層からD7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合においては、年齢の低い児童に第2子の半額徴収を適用する。</p> <p>第3子以降については、無料とする。</p> <p>B階層と認定された世帯であっても、「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、無料とする。</p> <p>[平成14年度保育料徴収基準・2市2町比較表] (別紙)</p>	<p>(続き)</p> <p>上記の年齢区分は、その児童が入所した日の属する月の初日の年齢とする。</p> <p>上記のD1階層からD8階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</li> <li>2. 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項</li> <li>3. 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条</li> </ol> <p>B階層からD8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、B階層からD3階層までの場合は、最も徴収金額の低い児童が満額、次に低い児童が1/2、その他が1/10になる。D4階層からD8階層までの場合は、最も高い児童が満額、次に高い児童が1/2、その他が1/10になる。</p> <p>「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、上表に関わらず以下のとおりとなる。</p> <p>B階層...3歳未満児 0円・3歳以上児 0円 C1階層...3歳未満児14,200円・3歳以上児11,000円 C2階層...3歳未満児15,000円・3歳以上児12,000円</p> <p>[平成14年度保育料徴収基準・2市2町比較表] (別紙)</p>	<p>(続き)</p> <p>上記の年齢区分は、その児童が入所した日の属する月の初日の年齢とする。</p> <p>上記のD1階層からD8階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</li> <li>2. 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項</li> <li>3. 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条</li> </ol> <p>B階層からD8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、B階層からD2階層までの場合は、最も徴収金額の低い児童が満額、次に低い児童が半額、その他は無料。D3階層からD8階層までの場合は、最も徴収金額の高い児童が満額、次に高い児童が半額、その他は無料。</p> <p>「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、上表に関わらず以下のとおりとなる。</p> <p>B階層...3歳未満児 0円・3歳以上児 0円 C1階層...3歳未満児14,500円・3歳以上児12,200円 C2階層...3歳未満児16,600円・3歳以上児13,800円</p> <p>[平成14年度保育料徴収基準・2市2町比較表] (別紙)</p>	<p>(続き)</p> <p>上記の年齢区分は、その児童が入所した日の属する月の初日の年齢とする。</p> <p>上記のD1階層からD8階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</li> <li>2. 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項</li> <li>3. 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条</li> </ol> <p>B階層からD8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、B階層からD3階層までの場合は、最も徴収金額の低い児童が満額、次に低い児童が1/2、その他が1/10になる。D4階層からD8階層までの場合は、最も高い児童が満額、次に高い児童が1/2、その他が1/10になる。</p> <p>「母子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」等については、上表に関わらず以下のとおりとなる。</p> <p>B階層...3歳未満児 0円・3歳以上児 0円 C1階層...3歳未満児14,400円・3歳以上児12,600円 C2階層...3歳未満児16,800円・3歳以上児14,000円</p> <p>[平成14年度保育料徴収基準・2市2町比較表] (別紙)</p>			

(別紙)

平成 14 年度保育料徴収基準・2 市 2 町比較表

(単位：円)

階層区分・定義等		国徴収基準額 上段:3 歳未満児 下段:3 歳以上児	3 歳未満児				3 歳以上児																
							3 歳児				4 歳以上児												
			西条市	東予市	丹原町	小松町	西条市	東予市	丹原町	小松町	西条市	東予市	丹原町	小松町									
生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
市民税非課税世帯	母子世帯等以外	9,000	5,400	6,000	8,000	7,800	4,600	4,500	5,900	6,000	4,600	4,500	5,500	6,000									
	母子世帯等	6,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
市民税均等割課税世帯	母子世帯等以外	19,500	14,800	15,200	15,500	15,400	11,000	12,000	13,200	13,600	11,000	12,000	13,200	13,600									
	母子世帯等			14,200	14,500	14,400		11,000	12,200	12,600		11,000	12,200	12,600									
市民税所得割課税世帯	母子世帯等以外	16,500	18,400	16,000	17,600	17,800	15,000	13,000	14,800	15,000	15,000	13,000	14,800	15,000									
	母子世帯等			15,000	16,600	16,800		12,000	13,800	14,000		12,000	13,800	14,000									
所得税	10,000 未満	30,000	21,800	21,000	22,600	23,400	18,200	17,400	20,000	19,200	18,200	17,400	18,600	19,200									
"	10,000 以上 ~ 14,000 未満																						
"	14,000 以上 ~ 17,000 未満																						
"	17,000 以上 ~ 30,000 未満		27,000	25,800	25,100	29,600	30,000	22,000	20,800	23,800	27,000	22,000	20,800	21,500	23,800								
"	30,000 以上 ~ 40,000 未満																						
"	40,000 以上 ~ 45,000 未満				24,400																		
"	45,000 以上 ~ 64,000 未満				30,000				26,000				24,000			27,000							
"	64,000 以上 ~ 80,000 未満	44,500	39,000	33,400	30,600	33,200	27,800	29,200	26,800	27,600	25,600	26,000	26,800	27,600									
"	80,000 以上 ~ 100,000 未満																						
"	100,000 以上 ~ 103,000 未満	41,500	44,400	38,000	37,200	44,400	30,000	32,000	31,800	33,200	28,000	27,000	28,600	29,800									
"	103,000 以上 ~ 160,000 未満																						
"	160,000 以上 ~ 200,000 未満	61,000	48,000	42,500	44,800	47,800	33,000	33,000	33,800	35,200	29,600	28,000	29,800	30,200									
"	200,000 以上 ~ 220,000 未満																						
"	220,000 以上 ~ 240,000 未満																						
"	240,000 以上 ~ 302,000 未満			58,000	48,000	50,000		56,800	56,800	34,000		35,000	36,600	36,600	29,000	31,600	32,000	30,400					
"	302,000 以上 ~ 320,000 未満																						
"	320,000 以上 ~ 408,000 未満											55,000							35,800				
"	408,000 以上	80,000 77,000	52,000			50,000	56,000	57,800			34,000	35,000	36,200			36,800	30,000		30,000	32,400	30,600		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	児童福祉関係	
事務事業名	一時保育促進事業			専門部会名	福祉部会	分科会名 社会児童分科会
調整方針	一時保育促進事業の公立保育所実施分については、現行のとおりとする。私立保育園実施分については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対応するため、一時的な保育を実施し、児童の福祉の増進を図る。また、一時保育を実施する私立保育園に対して助成を行う。</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施保育所 私立神拝保育園 一時保育専用の保育室あり</li> <li>実施日 保育園の開園日とし、原則として週3日の利用</li> <li>保育時間 月～金曜日 8:30～16:00 土曜日 8:30～12:00</li> <li>対象児童 市内に住所を有し、現在、保育所、幼稚園に通所していない就学前の児童 1日の利用人員は、概ね10名程度</li> <li>利用料金 一律に 2,000円/日（給食費含む）</li> <li>利用件数 平成13年度 2,278件（月平均190件） 平成14年度 1,544件（月平均129件）</li> <li>県補助の状況 基準額 = 延べ利用児童数 × 1,800円 4時間を超える利用の場合 900円 4時間以下の利用の場合 負担割合 国：1/3、県：1/3、市：1/3 補助基準額 平成13年度実績 3,300,000円（私立1） 平成14年度実績 3,291,900円（私立1） 平成15年度予算 3,366,000円（私立1）</li> </ul> <p>【私立保育園への助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「西条市特別保育事業費補助金交付要綱」により「愛媛県特別保育事業費等補助金交付要綱」の基準額を市補助金で助成。</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対応するため、一時的な保育を実施する。また、一時保育を実施する私立保育園に対して助成を行う。</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施保育所 公立河北保育所及び私立花園保育園 一時保育専用の保育室あり</li> <li>実施日 保育園の開園日</li> <li>保育時間（通常の保育時間内） 月～金曜日 7:30～17:30 土曜日 7:30～12:30</li> <li>対象児童 市内に住所を有し、現在、保育所、幼稚園に通所していない就学前の児童</li> <li>利用料金 1,500円/日（生活保護世帯は無料）</li> <li>利用件数 公立河北保育所 平成13年度 580件（月平均48件） 平成14年度 858件（月平均72件） 私立花園保育園 平成14年度 443件（月平均37件）</li> <li>県補助の状況 基準額 = 延べ利用児童数 × 1,800円 4時間を超える利用の場合 900円 4時間以下の利用の場合 負担割合 国：1/3、県：1/3、市：1/3 補助基準額 平成13年度実績 900,000円（公立1） 平成14年度実績 2,079,900円（公立1、私立1） 平成15年度予算 2,310,000円（公立1、私立1）</li> </ul> <p>【私立保育園への助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「東予市延長保育促進事業費等補助金交付規程」により「愛媛県特別保育事業費等補助金交付要綱」の基準額を市補助金で助成。</li> </ul>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>西条市と東予市のみ事業を実施している。公立保育所は東予市のみが実施している。保育時間に違いがある。</p>	<p>公立保育所での実施については、現行のとおりとする。私立保育所での実施については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	児童福祉関係		
事務事業名	延長保育促進事業			専門部会名	福祉部会	分科会名	社会児童分科会
調整方針	延長保育促進事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。						
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容		
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の利便の向上を図るため、私立保育園で実施している通常の保育時間を超えた延長保育に対して助成を行う。</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>実施保育所          私立飯岡保育園と私立西条保育所の2箇所を実施          実施内容          飯岡保育園          11時間開所 月～土曜日 7:00～18:00          延長保育 1時間 利用料金 月額2,500円          母子世帯は無料          市民税非課税世帯は1,500円          平均利用児童数7～8人程度。</p> <p>西条保育所          11時間開所 月～土曜日 7:20～18:20          延長保育 夜1時間 利用料金 2,500円          母子世帯は無料          市民税非課税世帯は1,000円          平均利用児童数1人</p> <p>県補助の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助基準額 = 延長保育分+減免加算分</li> <li>負担割合 国：2/4、県：1/4、市：1/4</li> <li>補助基準額の状況              平成13年度実績 3,300,000円（私立2）              平成14年度実績 1,226,900円（私立2）              平成15年度予算 1,772,000円（私立2）</li> <li>私立保育園へは基準額を補助金で助成</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の利便の向上を図るため、私立保育園で実施している通常の保育時間を超えた延長保育に対して助成を行う。</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>実施保育所          私立富士保育園          実施内容          富士保育園          11時間開所 7:30～18:30          延長保育 1時間、利用料金 月額2,500円          平均利用児童数6～7人程度</p> <p>県補助の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助基準額 = 11時間開所事業分（H15年度単価：4,574,400円）+延長保育分（H15年度単価：1,212,000円）+減免加算分</li> <li>負担割合 国：2/4、県：1/4、市：1/4</li> <li>補助基準額の状況              平成13年度実績 5,791,200円（私立1）              平成14年度実績 5,766,800円（私立1）              平成15年度予算 5,858,400円（私立1）</li> <li>私立保育園へは基準額を補助金で助成</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の利便の向上を図るため、公立保育所及び私立保育園で実施する通常の保育時間を超えた延長保育に対して必要な予算措置を行う。</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>実施保育所          公立丹原保育所、私立中川さくら保育園          実施内容          丹原保育所          11時間開所 7:15～18:15          延長保育 30分 利用料金 月額2,500円          生活保護世帯は無料          町民税非課税母子世帯は1,000円          平均利用児童数 7人程度</p> <p>中川さくら保育園          11時間開所 7:30～18:30          延長保育 1時間 利用料金 月額2,500円          生活保護世帯は無料          町民税非課税母子世帯は1,000円          平均利用児童数 6人程度</p> <p>県補助の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助基準額 = 11時間開所事業分（H15年度単価：4,574,400円）+延長保育分（H15年度単価：1,212,000円）+減免加算分</li> <li>負担割合 国：2/4、県：1/4、市：1/4</li> <li>補助基準額の状況              平成13年度実績 3,210,000円（私立1）              平成14年度実績 10,350,600円（公立1、私立1）              平成15年度予算 10,744,200円（公立1私立1）</li> <li>私立保育園へは基準額を補助金で助成</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の就労などにより、延長保育の需要に対応するため、通常の保育時間を超えて児童を保育し、保護者の利便を図るとともに児童の福祉の増進を図る。</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>実施保育所          公立小松東保育所、公立小松西保育所          実施内容          小松東保育所、小松西保育所          11時間開所 7:00～18:00          延長保育 1時間 利用料金 月額3,000円          減免世帯は1,000円          平均利用児童数 6～9人程度          0歳児は預からない。</p> <p>県補助の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助基準額 = 11時間開所事業分（H15年度単価：4,574,400円）+延長保育分（H15年度単価：1,212,000円）+減免加算分</li> <li>負担割合 国：2/4、県：1/4、市：1/4</li> <li>補助基準額の状況              平成13年度実績 5,215,200円（公立1）              平成14年度実績 11,481,600円（公立2）              平成15年度予算 11,572,800円（公立2）</li> </ul>	<p>2市2町で事業は実施しているが、公立保育所は、丹原町、小松町のみが実施している。</p> <p>利用料金、延長時間に違いがある。</p>	<p>新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い		細項目	児童福祉関係		
事務事業名	乳幼児医療費助成事業		専門部会名	住民部会	分科会名	国保分科会
調整方針	乳幼児医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p><b>【助成金】</b>            通院保険給付（3歳の誕生日の属する月の月末まで）            入院保険給付（6歳に達する日以降の最初の3月末日まで）            一部負担金相当額10割</p> <p><b>【概要】</b>            （県費補助事業）            平成14年3月1日現在受給資格者 1,862人            （4月1日現在：修学前含む 4,355人）            平成13年度助成件数 34,851件            平成13年度助成金額 98,594,983円</p> <p><b>【財源内訳】</b>            県 1/2 市 1/2</p> <p><b>【H14年度予算】</b>            （県費補助事業） 113,454千円（扶助費のみ）</p>	<p><b>【助成金】</b>            通院保険給付（3歳の誕生日の属する月の月末まで）            入院保険給付（6歳に達する日以降の最初の3月末日まで）            一部負担金相当額10割            市単独事業分として、通院対象を1歳延長し、4歳に達した日の月末まで助成。</p> <p><b>【概要】</b>            （県費補助事業）            平成14年3月1日現在受給資格者 860人            （4月1日現在：修学前含む 1,775人）            平成13年度助成件数 13,023件            平成13年度助成金額 36,565,041円            （市単独事業分）            平成14年3月1日現在受給資格者 297人            平成13年度助成件数 2,843件            平成13年度助成金額 6,684,030円</p> <p><b>【財源内訳】</b>            県補助事業分 県 1/2 市 1/2</p> <p><b>【H14年度予算】</b>            （県費補助事業） 35,000千円（扶助費のみ）            （市単独事業） 10,000千円（扶助費のみ）</p>	<p><b>【助成金】</b>            通院保険給付（3歳の誕生日の属する月の月末まで）            入院保険給付（6歳に達する日以降の最初の3月末日まで）            一部負担金相当額10割</p> <p><b>【概要】</b>            （県費補助事業）            平成14年3月1日現在受給資格者 245人            （4月1日現在：修学前含む 688人）            平成13年度助成件数 4,449件            平成13年度助成金額 13,651,637円</p> <p><b>【財源内訳】</b>            県 1/2 町 1/2</p> <p><b>【H14年度予算】</b>            （県費補助事業） 15,260千円（扶助費のみ）</p>	<p><b>【助成金】</b>            通院保険給付（3歳の誕生日の属する月の月末まで）            入院保険給付（6歳に達する日以降の最初の3月末日まで）            一部負担金相当額10割</p> <p><b>【概要】</b>            （県費補助事業）            平成14年3月1日現在受給資格者 229人            （4月1日現在：修学前含む 458人）            平成13年度助成件数 3,710件            平成13年度助成金額 11,632,180円</p> <p><b>【財源内訳】</b>            県 1/2 町 1/2</p> <p><b>【H14年度予算】</b>            （県費補助事業） 12,800千円（扶助費のみ）</p>	<p>東予市のみ単独事業として、通院保険給付の対象を1歳延長し事業を実施している。</p>	<p>少子化対策、子育て支援策の一環として、東予市の例により実施し、随時調整する。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	母子福祉関係		
事務事業名	母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業			専門部会名	福祉部会	分科会名	社会児童分科会
調整方針	母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業については、丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町				
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母又は父子家庭の父が緊急に少額の資金を必要とするときの貸付制度</li> </ul> <p>【事業実施主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西条市社会福祉協議会</li> </ul> <p>【貸付限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1件30,000円</li> </ul> <p>【利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無利子</li> </ul> <p>【返済期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>貸付翌月から10か月</li> </ul> <p>【保証人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1名</li> </ul> <p>【財源等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財源 県基金借入金 400,000円 市一般財源 400,000円 総額 800,000円</li> <li>年度当初に委託先の市社会福祉協議会へ総額を貸付け、年度末に残額と償還額を返済してもらう。</li> <li>貸付償還事務等の実質的な事業運営は、市社会福祉協議会が行う。</li> </ul> <p>【年間貸付件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年度 1件</li> <li>平成14年度 2件</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母又は父子家庭の父が緊急に少額の資金を必要とするときの貸付制度</li> </ul> <p>【事業実施主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東予市母子寡婦福祉連合会地区会</li> </ul> <p>【貸付限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1件30,000円</li> </ul> <p>【利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無利子</li> </ul> <p>【返済期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1年</li> </ul> <p>【保証人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2名</li> </ul> <p>【財源等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財源 県基金借入金 700,000円 市基金 700,000円 総額 1,400,000円</li> <li>財源総額を東予市母子寡婦福祉連合会地区会に配分</li> <li>相談業務、貸付実務、返済等、実質の事業運営は母子寡婦福祉連合会地区会が行う。</li> </ul> <p>【年間貸付件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年度 13件</li> <li>平成14年度 9件</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母又は父子家庭の父が緊急に少額の資金を必要とするときの貸付制度</li> </ul> <p>【事業実施主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丹原町母子寡婦福祉会</li> </ul> <p>【貸付限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1件50,000円</li> </ul> <p>【利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無利子</li> </ul> <p>【返済期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該年度の2月末日</li> </ul> <p>【保証人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul> <p>【財源等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財源 県基金借入金 200,000円 町一般財源 200,000円 総額 400,000円</li> <li>財源総額を丹原町母子寡婦福祉会に配分</li> <li>相談業務、貸付実務、返済等、実質の事業運営は母子寡婦福祉会が行う。</li> </ul> <p>【年間貸付件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年度 0件</li> <li>平成14年度 8件</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭の母又は父子家庭の父が緊急に少額の資金を必要とするときの貸付制度</li> </ul> <p>【事業実施主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小松町母子寡婦福祉会</li> </ul> <p>【貸付限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1件50,000円</li> </ul> <p>【利率】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無利子</li> </ul> <p>【返済期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1年、ただし当該年度の3月までに償還</li> </ul> <p>【保証人】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul> <p>【財源等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財源 県基金借入金 300,000円 町一般財源 300,000円 総額 600,000円</li> <li>財源総額を小松町母子寡婦福祉会に配分</li> <li>相談業務、貸付実務、返済等、実質の事業運営は母子寡婦福祉会が行う。</li> </ul> <p>【年間貸付件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年度 18件</li> <li>平成14年度 10件</li> </ul>	<p>事業実施主体、貸付限度額、返済期限、保証人、財源に違いがある。</p> <p>丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。 ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p>			

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	母子福祉関係	
事務事業名	母子家庭等児童入学支援金支給事業			専門部会名	福祉部会	分科会名 社会福祉分科会
調整方針	母子家庭等児童入学支援金支給事業については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容	
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭等の児童のうち、あらたに小学校及び中学校に入学する児童について、新入学児童祝金を支給することにより、児童福祉の増進を図る。</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>支給条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>父母が婚姻を解消した児童</li> <li>父が死亡した児童</li> <li>父の生死が明らかでない児童</li> <li>その他市長が認める者</li> <li>母がいないか母が監護していない場合、母以外の者が養育している児童</li> </ul> <p>祝金の金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校入学 6,000円</li> <li>中学校入学 5,000円</li> </ul> <p>【支給状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年度 小学校43件、中学校47件</li> <li>平成14年度 小学校62件、中学校45件</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	西条市だけの制度である。	新市移行後速やかに西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	その他福祉関係	
事務事業名	婦人相談・保護に関すること			専門部会名	福祉部会	分科会名 福祉分科会
調整方針	婦人相談・保護に関することについては、西条市の例により調整する。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力の被害者である女性の保護を図ることを目的として、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子及び暴力被害女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人相談員1名を雇用</li> <li>・相談件数 平成14年度 226件 主訴別（経済問題128件、夫婦・男女問題40件、親族問題33件、住居問題8件外） 取扱別（助言指導のみ194件、福祉事務所へ移送12件、その他関係機関へ移送2件外）</li> <li>・近年、DV被害の増加により施設等への移送が増えた。 平成13年度 8件 平成14年度 14件</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	西条市のみ婦人相談員を設置している。。	西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	その他福祉関係	
事務事業名	災害見舞金支給事業（単独事業）			専門部会名	福祉部会	分科会名 福祉分科会
調整方針	災害見舞金支給事業（単独事業）については、西条市の例により調整する。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害又は火災により死亡した遺族、あるいは全壊・半壊した被災世帯の世帯主に対して見舞金を支給することを目的とする。</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>対象災害 自然災害又は火災等により自らの居住のために使用している建物が被害を受けた災害</p> <p>受給者 死亡した場合はその者の親族、住居を全壊又は半壊した場合はその世帯の世帯主</p> <p>見舞金額 死亡者は10万円/人 全壊 世帯員1人は1万円 世帯員2人以上は2万円 半壊 全壊の場合の半額</p> <p>支給制限（以下の場合には支給しない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故意、重大な過失</li> <li>・災害弔慰金支給該当者</li> <li>・死亡に関し、業務に従事していたことにより支給される給付金等が支給される場合</li> <li>・被災者が別に「補償」を受ける場合</li> <li>・特に市長が支給を不相当と認めた場合</li> </ul> <p>災害の確認 消防本部から情報確認を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害名、発生日時、発生場所、被害内容（建物構造、面積、被害面積、被害内容（程度等））、被害世帯の状況</li> <li>・死亡の場合には、死亡年月日・状況、親族等の状況</li> </ul> <p>近年の実績</p> <p>平成13年度：3件 平成14年度：8件</p>	該当なし	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害により死亡した遺族、あるいは全壊・半壊・住居に損害を受けた世帯主に対して見舞金の支給を行う。</li> </ul> <p>【概要】</p> <p>対象災害 災害により死亡、また自らの居住のために使用している建物が被害を受けた場合</p> <p>受給者 死亡した場合はその者の親族、住居を全壊・半壊・損害を受けた場合はその世帯の世帯主</p> <p>見舞金額 死亡者は30万円/人 全壊 世帯員1人は20万円 世帯員2人以上は24万円 半壊 世帯員が1人は10万円 世帯員が2人以上は12万円</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂の堆積による一時的居住不能、又は床上浸水による家財の著しい損害・住居の損害、その他特に町長が認める損害のときは、住居半壊の2分の1の金額</li> </ul> <p>支給制限（以下の場合には支給しない）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・故意、重大な過失</li> <li>・災害弔慰金支給該当者</li> <li>・被災者生活再建支援金受給者</li> <li>・被災者が別に「補償」を受ける場合</li> <li>・特に町長が支給を不相当と認めた場合</li> </ul> <p>支給方法 町が必要な調査を行い、親族又は世帯主に対し必要な報告又は書類の提出を求める。</p>	該当なし	<p>西条市、丹原町のみの制度である。</p> <p>丹原町の制度は、平成11年度に町内で発生した災害時の援助措置として制度を制定したものである。</p>	西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（福祉関係）の取扱い			細項目	その他福祉関係	
事務事業名	戦没者追悼式等（慰霊祭）			専門部会名	福祉部会	分科会名 福祉分科会
調整方針	戦没者追悼式等（慰霊祭）については、西条市の例にならない合同慰霊祭として実施することとし、実施日、場所等については、新市移行後速やかに調整する。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戦没者、消防・警察殉職者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を表す。</li> </ul> <p>【名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西条市合同慰霊祭</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年5月に西条市総合文化会館大ホールで開催</li> <li>無宗教 献花方式</li> <li>参列者 遺族約650人、来賓約130人、職員約20人 合計約800人</li> <li>参加者全員に饅頭・記念品（タオル）約900人分</li> </ul> <p>【関係団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛媛県遺族会西条市支部</li> <li>遺族会関係者には、西条市支部の各校区支部から案内状のはがきを遺族の方に配布してもらい、これに対し市全体で20,000円程度委託料を支出している。</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戦没者に対する追悼の意と、恒久平和の確立に努力する決意を表す。</li> </ul> <p>【名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東予市戦没者追悼式</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年10月上旬（平日）に、中央公民館大ホールで開催</li> <li>無宗教 献花方式。</li> <li>参列者 遺族約250人、来賓約100人、主催者側（職員を含む）約30人 合計約380人</li> <li>記念品として、遺族全員（柱数1314柱）にろうそく、来賓にタオルを配布</li> </ul> <p>【関係団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>愛媛県遺族会東予市支部</li> <li>遺族関係者の動員については、愛媛県遺族会東予市支部へ一任している。</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を意する。</li> </ul> <p>【名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>丹原町戦没者追悼式</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年10月上旬に丹原町文化会館で開催</li> <li>無宗教 献花方式</li> <li>参列者 遺族約230人、来賓約60人、職員約15人 合計約305人</li> <li>遺族に饅頭 約510人分（柱数分）</li> </ul> <p>【関係団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周桑郡遺族会</li> <li>県遺族会に対し周桑支部として登録し、各種行事参加を行っている。</li> </ul>	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>戦没者に追悼の意を表すとともに、恒久平和の確立に努力する決意を意する。</li> </ul> <p>【名称】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小松町戦没者追悼式</li> </ul> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎年10月下旬に小松町中央公民館で開催</li> <li>無宗教 献花方式</li> <li>参列者 遺族約130人、来賓約30人、職員約10人 合計約170人</li> <li>参列者全員に饅頭（約170人分）</li> </ul>	<p>慰霊祭の実施日が異なっている。</p> <p>西条市では、警察、消防の殉職者も含めている。</p> <p>遺族会の会員数も増加し、会場の問題が生じる。</p>	<p>新市では消防も単独消防となると考えられるので、西条市の例にならない合同慰霊祭とする。参列する遺族については会場の規模により検討する。実施する日時、場所については新市移行後速やかに調整する。</p>	

## 先例地の事例

### 〔周南市〕

- (1) 心身障害児母子通園訓練事業：現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 福祉タクシー：徳山市、新南陽市の例により調整する。
- (3) 重度心身障害児(者)福祉手当：新南陽市の例により調整する。
- (4) 重度心身障害者医療制度：徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- (5) 生きがい活動支援通所(老人デイサービス)：徳山市、新南陽市の例により調整する。
- (6) 軽度生活援助(老人ホームヘルプサービス)：新南陽市の例により調整する。
- (7) 生活管理指導短期宿泊(老人ショートステイ)：徳山市の例により調整する。
- (8) 配食サービス：利用料金については食材費実費相当分とするが、配食回数、配食時期と合わせて新市に移行後、速やかに調整する。
- (9) 紙オムツ給付：徳山市の例により調整する。
- (10) 緊急通報装置：新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- (11) 敬老祝金：新南陽市の例により調整する。ただし、支給額については、新市に移行後、速やかに調整する。
- (12) ねたきり老人等介護見舞金：新市に移行後、速やかに調整する。
- (13) 保育料：新南陽市の例により調整する。ただし、保育料徴収金額表については、国の徴収基準を参考に新市に移行後、速やかに調整する。
- (14) 児童クラブ：新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、保育料は、2,000円とする。
- (15) 乳幼児医療：新南陽市、鹿野町の例により調整する。
- (16) 母子家庭等就学・就職支度金：徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- (17) 遺児福祉手当：遺児福祉手当と交通遺児手当を併せて新制度として整理する。
- (18) 母子・父子医療：徳山市の例により調整する。
- (19) 寡婦医療：新市に移行後、速やかに調整する。
- (20) 小災害り災者援護：徳山市の例により調整する。

### 〔東かがわ市〕

各種福祉制度の取扱いについては、次のとおり調整する。

- 1 国または県等が定める制度については、現行の実施方法を基準に、新市において調整して実施する。
- 2 地域福祉バス運行事業、患者輸送バス運行事業については、地域全体の均衡を考慮し、新たな制度により実施する。
- 3 身体障害者手帳診断書料助成事業については、白鳥町の例により調整し、実施する。
- 4 敬老年金支給事業については、現行の制度を改め、祝金制度により新市において調整し、実施する。
- 5 保育所の延長保育は、大内町の例により調整し、実施する。
- 6 乳幼児医療費支給事業については、引田町の例により統一し、実施する。
- 7 出生祝金については、3つの区分により祝金を支給する。
- 8 1町または2町で実施されているその他の事業については、新市において調整し、実施する。

### 〔宇摩合併協議会〕

#### 高齢者福祉関係

国及び県の制度に基づく事業については、合併後も従前のとおりとする。

市町村単独事業については、現行のサービスを基礎とし、新市において統一した取扱いとなるよう調整する。

高齢者年金については、合併後、当面の間は満年齢80歳以上の方に年額8,000円を支給する。ただし、高齢化社会の進展及び介護保険制度の普及等に対応し、随時制度を見直し、一律的な支給形態から焦点を絞った福祉サービスへと移行するものとする。

敬老会については、合併年度は現行のとおり実施する。ただし、対象者は75歳以上とする。次年度以降、運営方法や表彰対象者、記念品等の統一を図るものとする。

#### 障害者福祉関係

国及び県の制度に基づく事業については、合併後も従前のとおりとする。

市町村単独事業については、現行のサービスを基礎とし、新市において統一した取扱いとなるよう調整する。